

流域下水道施設小規模修繕業務委託実施マニュアル

1 委託期間

毎年4月から9月まで（上半期）と、10月から3月まで（下半期）の各6ヶ月間で、年2回とする。
ただし、特別な理由がある場合は、別に定めることができるものとする。

2 委託地域

流域下水道事業実施区域内を地域の状況などを勘案して区分し、その地域別に委託するものとする。

3 委託方法

入札による単価契約方式とする。

4 契約書等

契 約 書 「維持業務委託契約書（単価契約用）」

契 約 条 項 「維持業務委託契約書の条項（単価契約の場合用）」

仕 様 書 「流域下水道施設維持業務仕様書」

特記仕様書 「流域下水道管渠施設等小規模修繕業務特記仕様書」

設 計 書 単価表・代価表等（流域下水道管渠施設等用）

5 実施方法

業務指示書と施行箇所図により、設計書等に従い実施する。

6 確認及び検査

- 1) 完了報告を受けたのち、委託業務担当（監督員）が現地を確認し、進行管理システムにより検査要求を行う。
- 2) 総括検査監に任命された検査員が検査をする。

7 支 払 い

- 1) 指示1件当たり限度額 200万円未満
- 2) 総支払い限度額 1,000万円未満

ただし、下記の場合は上記総支払い限度額から除外する。

- ① 震災・風水害関連対策
- ② 緊急対応（事故等）

流域下水道施設維持業務仕様書

第1条 適用

- 1 この仕様書は、県が発注する流域下水道施設維持業務（以下「業務」という。）の施行に関し適用する。
- 2 この仕様書のほか、特記仕様書を定めた場合は、その特記仕様書を優先して適用することとする。

第2条 通報等

- 1 受注者は、常に監督員と連絡のとれる態勢を心掛けなければならない。
- 2 受注者は、第三者から通報・連絡等があった場合は、丁寧に対応し、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

第3条 監督員の立会

- 1 受注者は、監督員が立会を指定した業務については、監督員の立会を得て実施することとする。
- 2 受注者は、業務実施にあたり、監督員の立会を必要と認めた場合は、監督員に立会を求めることができることとする。

第4条 跡片付け

- 1 受注者は、業務が完了した場合は、直ちに跡片付け及び清掃等を行わなければならない。
- 2 受注者は着手した日に業務が完了しない場合は、監督員に報告するとともに、他に危険が生じないよう必要な保安施設等を設置し、交通の安全や施設利用者の安全等を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第5条 廃棄物、現場発生品の処理

- 1 受注者は、業務実施に伴って生ずる土砂、塵芥、アスファルト塊、汚泥、刈取った草木等の廃棄物をその責任において、関係法令を遵守し適切に処理することとする。処理方法等については、必要に応じて監督員と協議することとする。

なお、処理にあたっては、第三者に損害および迷惑をかけないように十分注意しなければならない。

- 2 現場発生品は、監督員に連絡し、その指示により処理することとする。
- 3 廃棄物、現場発生品は、原則としてその日のうちに処理することとする。

第6条 地下埋設箇所の施工

受注者は掘削を伴う工事の施工にあたっては、着手前に埋設物管理者及び監督員と協議し、埋設物に損傷を与えないよう十分注意しなければならない。

第7条 架空線等事故防止対策

受注者は架空線等上空施設の近接作業を行うにあたり、現地調査を十分実施し、現場条件や作業条件に応じた安全対策や保安対策を講じ、損傷事故等の防止を図らなければならない。

第8条 出来高の確認資料

受注者は、業務実施にあたっては、現場写真、作業日報、その他出来高の確認に必要な資料を作成し、監督員の指示に従い提出することとする。

第9条 施設台帳修正のための資料提供

受注者は、施設の新設又は修繕を行った場合には、施設台帳修正のために必要な資料を作成し、監督員の指示に従い提出することとする。

第10条 交通規制

- 1 受注者は、業務実施にあたって交通規制を必要とする場合は、あらかじめ監督員に申し出てその指示に従わなければならない。
- 2 業務実施にあたって交通に危険を及ぼすおそれがある場合は、バリケード、保安ロープ、セフティコーン、赤色灯、標識等によるほか、必要に応じ交通誘導警備員を配置して交通の安全を確保しなければならない。
- 3 交通誘導警備員の配置については、「三重県公共工事共通仕様書」に準じて取り扱うこととする。
- 4 異常気象時に通行規制等の必要が生じた場合は、当業務委託において対応することがあるため、通行規制に必要なバリケード、保安灯等を用意しておくこと。

また、通行規制看板等の配置については、監督員との協議により実施するものとする。

第11条 関係機関への手続き

受注者は業務実施にあたって、監督員と協議を行い関係機関（道路管理者等）への手続き、若しくは手続きに必要となる資料の提出を速やかに行わなければならない。

第12条 不当介入を受けた場合の措置

暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受

けた場合の措置については、下記のとおりとする。

- 1 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこととする。
- 2 1により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告することとし、発注者への報告は文書で行うこととする。
- 3 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこととする。

第13条 不当要求等を受けた場合の措置について

三重県は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」（三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照）に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。

- 1 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から〇〇流域下水道事務所副所長兼事業推進室長（不当要求等防止責任者）に報告様式〔三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照〕により、その事実を報告すること。
- 2 受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、〇〇流域下水道事務所副所長兼事業推進室長（不当要求等防止責任者）に躊躇なく相談すること。

第14条 施工体制台帳等の作成

- 1 受注者は、建設工事に分類される業務（構造物を設置する業務）について、下請負に付する場合には、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを提出すること。
- 2 業務実施時は、作業にあたる車両等に施工体制台帳及び施工体系図を備え付けることとし、その状況を示す写真を提出すること。

第15条 県産木材の利用

- 1 受注者は、監督員から県産木材の利用の指示があった工種については、県産木材を利用すること。

2 工事案内看板（標示板）及びバリケードについては、原則、県産木材を利用すること。ただし、県産木材が使用できない場合は、監督員と調整のうえ、従来品を使用することができる。

また、バリケードについて、単管バリケード等の規格の異なる木製以外のバリケードの混在は可とする。

3 防腐・防蟻処理の性能区分については、監督員の指示によるものとする。

なお、工事案内看板（標示板）、仮設防護柵工等の仮設材については、防腐処理は不要とする。

4 木製ガードレールについては、以下のとおりとする。

○レール

木材を使用したレールについては、「防護柵設置基準」及び同関連通達「車両用防護柵性能確認試験方法について」に定められた試験方法により、土木研究センターにて検証し防護柵の性能を満たしたものの同等品とする。

○レール以外（支柱）

鋼製ガードレールと同様。

5 指示額が100万円以上の場合は、以下の資料を提出すること。

- ・県産木材の使用が証明できる資料（県産材証明書、納品書等）

なお、工事案内看板（標示板）及びバリケードについては、「県産木材の使用が証明できる資料」の流用を可とする。

- ・加圧注入による防腐・防蟻処理の性能区分を証明できる品質証明書等
- ・前項の性能を満たしたものであることを証明できる品質証明書等

流域下水道管渠施設等小規模修繕業務特記仕様書

第1節 総則

第1条 適用

この仕様書は県が発注する流域下水道管渠施設等小規模修繕業務（以下「業務」という。）の施行に関し適用する。

第2条 出来高の確認資料

- 1 現場写真は、施工の場所及び出来形が判別できるものとし、同一位置から作業の着手前及び完了後撮影したものを業務完了届に添付して提出するものとする。
- 2 その他出来高の確認に必要な資料は、その都度正確に記入し、整備し、業務完了届に添付して提出するものとする。

第3条 検収単位

検収単位は、別単価表の検収単位とし、直近以下は四捨五入とする。ただし、業務指示書による1回当りの数量が検収単位に満たないときは、検収単位に切り上げるものとする。重量にて検収する場合等は事前に監督員と協議を行うこと。

第4条 アスファルト合材の品質

業務に使用する再生加熱アスファルト合材の品質は次のとおりとする。

区分	針入度	標準再生, アスファルト量	交通量 区分	混合物の 最大粒径
再生密粒度 As	40～60	5%～7%	N1～N5	13 mm
再生密粒度 As	40～60	5%～7%	N6、N7	20 mm
再生粗粒度 As	40～60	4.5%～6%		20 mm
再生細粒度 As	40～60	6%～8%		13 mm

アスファルト混合物の締固め後密度（単位：kg/m³）

混合物	車道・路肩		耐水処理		歩道	
	一般	その他	一般	その他	一般	その他
粗粒度アスコン	2.350	2.300	2.200	2.150	2.200	2.150
密粒度アスコン	2.350	2.300	2.200	2.150	2.200	2.150
細粒度アスコン	2.300	2.250	2.150	2.100	2.150	2.100

「その他」は尾鷲・熊野管内に適用するものとする。

第5条 標示板

三重県公共工事共通仕様書内「道路工事現場における標示施設等の設置基準」による。

第6条 通報等

作業中に路面の陥没、亀裂等の異常箇所を発見した場合は、すみやかにその状況を監督員に報告するものとする。

第2節 流域下水道施設維持補修工

第7条 蓋（受枠とも）及び調整コンクリートブロック撤去、据付工

蓋（受枠とも）及び調整コンクリートブロック撤去、据付にあたっては、損傷を与えないように十分注意しなければならない。

第8条 取壊し工

- 1 構造物の取壊しは他の部分を損傷させないように十分注意しなければならない。
- 2 アスファルト舗装は、アスファルトカッターで切断後、取壊すものとする。

第9条 土工

埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、タンパ(60~100kg)により、一層の仕上り厚20cm以下を基本として十分締め固めながら埋戻さなければならない。

第10条 コンクリート工及び型枠工

- 1 構造物の打継ぎ面は、十分清浄し打設しなければならない。
- 2 使用するコンクリートについては、共通仕様書第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの配合によるものとする。

第11条 アスファルト舗装補修（局所の打換）

舗装工

- 1 打換部分の形状は、二辺が原則として道路中心線に平行となる長方形とし、一辺の長さは1.5m以上とする。ただし、打換部分と舗装端との間が0.5m以下の場合は舗装端まで打換えなければならない。
- 2 打換部はアスファルトカッターで切断した後、取壊しするものとする。打換えにあたっては隣接する舗装版、路盤に悪影響のないよう注意して作業しなければならない。
- 3 一層の仕上げ厚は原則として7cmを超えてはならない。
- 4 表層厚が5cmを超えるときは基層厚として加熱アスファルト合材（粗粒度）を舗設するものとする。ただし、前項の範囲内のときはこの限りでない。
- 5 転圧は施工幅が1.0m以上のときは振動ローラーにより、1.0m未満のときはタンパにより規定の締固度まで転圧するものとする。なお、隅角部及び縁部は、特に入念に転圧しなければならない。

路盤工

- 1 路盤を入れ換えるときは、隣接する路盤をゆるめないように注意しなければならない。
- 2 路盤材は所定の厚さに敷きならし施工幅が1.0m以上のときは振動ローラーにより、1.0m未満のときはタンパにより規定の締固度まで転圧し、平坦に仕上げるものとする。
- 3 仕上げ厚は、10cm、15cm、20cmの3区分とし、現場の状況により監督員と協議するものとする。
- 4 路盤材は粒度調整砕石(M-30)又は再生クラッシャーラン(RC-40)（三重県認定リサイクル製品含む。）で、品質は「三重県公共工事共通仕様書」の定めるところによるものとする。
- 5 軟弱地盤箇所においてセメント混合による安定処理工を行う場合は、六価クロム溶出試験を実施するものとする。その場合は、三重県公共工事共通仕様書内の「セメント及びセメント系固化剤を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」に基づくものとする。

第12条 アスファルト舗装補修（表面の処理）

- 1 段差が3cm以下のときは、短時間硬化の常温スラリー状混合物で段差修正を行うものとする。
- 2 段差が3cm以上のときは、再生細粒度アスファルト混合物(13)で段差修正するものとする。
- 3 表面処理は次の2つに区分する。
表面処理工（A）は厚さ3cm以下の箇所に適用する。
表面処理工（B）は厚さ4~5cm以下の箇所に適用する。
- 4 路面の沈下等を処理するときは既設路面を清掃したうえ、タックコートを入念に散布し、既設舗装面と平坦性を保つよう加熱アスファルト合材（密粒度）を敷きならすものとする。
- 5 表層厚が5cmを超えるときは基層工として加熱アスファルト合材（粗粒度）を舗設するものとする。ただし、基層工の舗設が困難と認めたときは監督員と協議するものとする。
- 6 施工幅が1.0m以上のときは振動ローラーにより、1.0m未満のときはタンパにより十分転圧して仕上げるものとする。

第13条 アスファルト舗装補修（既設舗装面との処理）

- 1 成形目地テープを使用する場合は、既設舗装側面を刷毛等で清掃し、接着剤を塗布後テープを貼付圧着させる。
- 2 表面処理工に伴う既設舗装面との擦り付けについては、段差にならないよう十分注意して擦り付けを行う。

第14条 除草工

- 1 除草作業は、原則としてその日の作業区間について、後片付け及び清掃まで完了させる方法で作業するものとする。
- 2 除草作業中は、バリケード、セフティコーン、標識等を用い、必要があれば交通誘導警備員を配置して交通の安全を図らなければならない。
- 3 除草は、刈り残しのないよう行うものとし、刈り取った草は、片付けむらがないよう、速やかに

処理しなければならない。

- 4 除草に先立ち、立竹木の伐採を行うとともに、作業に伴い発生した空き缶等のゴミについては、受注者の責任において回収し、分別処分するものとする。
- 5 特定外来種の落下や種子の散布等の逸脱防止措置を図るため、ダンプトラック等の荷台に刈り草を積み込み運搬する場合は、シートによる被覆等の対策を講じるものとする。

第15条 土のう積

土のう積は、現地の状況等により側面並べ、小口並べを使い分ける。

第16条 悪水流入時の対応

下水道に悪水（悪質下水・有害物質等流入水）が流入した場合には、監督員の指示により、すみやかにマンホール内にて採水を実施すること。

第3節 その他

第17条 現場打合せ確認協議 交通誘導警備員

- 1 工事打合簿等は、監督員に提出する。
- 2 交通誘導警備員のうち1人は有資格者（1級又は2級検定合格者）としなければならない。
- 3 法律または公安委員会認定路線及び、関係機関から指示された場合は1規制につき、交通誘導警備員のうち1人は有資格者としなければならない。
- 4 有資格者が配置できない理由がある場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とする事ができる。その場合は、経歴書を保管し、監督員から請求があった場合は速やかに提示するものとする。但し、道路交通法第80条協議に基づき配置する場合及び所轄警察署からの要請により配置する場合を除く。

第18条 雑工

- 1 緊急時作業を除き、雑工による作業前には、作業人数、作業条件等について、監督員と協議のうえ、作業を行うものとする。
- 2 土日祝祭日、夜間における緊急的な安全対策の実施等は、発注者の指示により対応するものとする。
- 3 業務終了後は速やかに、監督員に作業日報を提出するものとする。

第19条 その他

本契約に類似、または相当の工種については、適正な精算または適正な見積等により金額を決定し、指示するものとする。